

「高等教育の修学支援新制度」を利用する次年度入学者への本学の対応について

名古屋柳城女子大学・名古屋柳城短期大学は、国の「高等教育の修学支援新制度」の対象校として認定されました。

これを受けて、2020年4月入学予定の同支援制度の支援措置対象者の入学金および入学後の納付金（授業料、教育充実費他諸経費）については、以下のとおり取り扱います。

1. 入学金について

各入学試験の入学手続期間内に全額納めていただく必要があります。（減免認定後の金額ではありませんのでご注意ください。）

*なお、納入いただいた入学金は、入学後、本制度の支援区分および減免額が決定した後、減免額を還付致します。（授業料が全納されていない場合は、還付金を減免後の授業料に振替して、過不足分を差額調整します。）

ただし、本学に入学しなかった場合は、いかなる理由があっても返還いたしません。

2. 授業料について

納付期限までに一旦納めてください。

（支払方法は全納もしくは前期・後期2回の分納となります。ただし、やむを得ない事情がある場合申請により、最大年6回の分納も可能ですので、入学後必要に応じて分納申請してください。）

*なお、納入いただいた授業料は、本制度の支援区分および減免額が決定した後、減免額を還付致します。（授業料が全納されていない場合は、還付金を減免後の授業料に振替して、過不足分を差額調整します。）

3. 授業料を除く納付金について

教育充実費（前期分半額の納付可）、実験・実習費等の諸経費（全額納付）

以上は納付期限（4月30日）までに納めてください（分納不可）。

※同支援制度にかかる入学金、授業料の減免申請については、「採用候補者決定通知」の交付・受取り後に別途大学への申請手続きが必要となります。手続き方法、時期については、確定次第入学予定者に通知いたします。

※国の「高等教育の修学支援新制度」につきましては、以下の文部科学省 Web ページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

※この件に関するご不明な点、ご質問等は、学生支援課（052-848-8214 平日9時～17時）までお問い合わせください。